

○環境省告示第十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号口及びニ、同表第二号口及びニ並びに別表第一の二第十三号の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）等の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月三十日

環境大臣 齊藤 鉄夫

第一 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

二の表中(1)の次に次のように加え、二を三とする。

(2) グリセリンエトキシラート

(3) 炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント未満のものに限る。）

一の表中(9)を(11)とし、(5)から(8)までを二ずつ繰り下げ、(4)の次に次のように加える。

(5) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十九以上のもの及びその混合物に限る

。）

(6) 三―（三・五―ジーターシャリーブチルー四―ヒドロキシフェニル）プ

○ ○

一〇〇

一〇

ロピオン酸アルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。）

一を二とし、一として次のように加える。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 質	係 数
(1) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）	一、〇〇〇

第二 平成十九年七月環境省告示第四十八号は、廃止する。